

1. 文化財の保存・活用の現況と今後

①奈良市全体に関する方針

奈良市は、平城京建都に始まる歴史的・文化的な蓄積を基礎に発展を遂げてきた極めて個性的な都市であり、豊かで美しい自然と数多くの優れた文化財を有する古都である。都であった期間はわずかであるが、平安時代以降は平城京に創建された社寺に支えられ、1300年にわたり都市として存続してきた。換言すれば、平城京という土台の上に継承されてきた文化財が軸となって、都市としての奈良を支えてきたといえる。文化財は、本市存立の基盤であって、現代においては国際文化観光都市としての奈良を支えており、今後も支え続けていくはずである。その継承は、現代に生きる者の責務である。

本市には、世界的に有名なものから地域で大切にされてきたものまで、有形・無形の、各時代の文化財が、重層的に分布している。令和2年1月現在、指定等文化財は、国指定789件、県指定151件、市指定151件、旧月ヶ瀬村指定30件、旧都祁村指定42件、選定保存技術3件、登録105件の、計1,271件ある。平成10年には奈良時代の都城の姿を伝える資産で構成された「古都奈良の文化財」が世界遺産に登録され、平成21年には中世の芸能の姿を伝える題目立がユネスコ無形文化遺産に登録された。指定等文化財以外にも、市街地の地下には広大な範囲に平城京の遺跡が良好な状態で残り、旧市街には伝統的な町並みが広範囲に残る。

指定等文化財については、文化財保護法、奈良県文化財保護条例、奈良市文化財保護条例に基づき保存・活用を図っている。文化財の保存・活用は、個々の文化財の態様、管理状況等に応じて、個別具体的に検討する必要がある。件数が多く、分野も様々で、所有者・管理者も多岐にわたるが、市では、各分野の専門職員を配置し、適宜所有者・管理者と連絡を取るとともに、奈良市域担当の4名の奈良県文化財保護指導委員から毎月届く巡視報告も活用して、各文化財の状況把握に努めている。後継者不足から中断に至っている民俗芸能の例や、所有者の変更に伴い解体されてしまった登録有形文化財建造物の例もあり、問題が顕在化する前に、早期に課題を把握して対策を講じていく必要がある。市が所有・管理するものについても、保存・活用の充実に努めていく。

指定文化財の所有者等が行う保存事業に係る経費については、奈良市文化財保存事業費補助金交付要綱に基づき補助金を交付して、文化財の適切な保存を図っている。所有者等が保存管理計画、保存活用計画、整備計画等を策定する際には、適宜指導助言等を行って支援している。

世界遺産「古都奈良の文化財」については、8つの構成資産、緩衝地帯及び歴史的環境調整区域の一体的な保存管理の方法を、平成26年度に包括的保存管理計画として県と市で定め、顕著な普遍的価値の確実な継承を図る。

平城京跡をはじめとする周知の埋蔵文化財包蔵地については、文化財保護法に基づき保存と活用を図っている。市内の各部局や県とも連携して、埋蔵文化財の適切な保護が図られるよう努めている。

指定等文化財以外の文化財については、所在と内容を把握し文化財保護の基礎資料とするための調査を継続的に実施している。早くは昭和30年代から奈良市史編纂に伴う分野別の調査を実施しており、昭和50年代以降は、発掘（昭和53年度～）・彫刻（昭和56年度～61年度）・絵画（昭和61年度～平成6年度）・石造物（昭和58年度～63年度）・町並み（昭和56年度～61年度）・民家（昭和58年度～62年度）・現存植生（昭和60年度）・民俗芸能（昭和61年度～平成元年度）・年中行事（平成2年度～8年度）・古文書（昭和59年度～平成7年度）・柳生地区（平成4年度～7年度）・歴史資料（平成8年度～）・

旧月ヶ瀬村及び旧都祁村（平成 17 年度～）・近世近代建造物（平成 24 年度～）・庭園（平成 25 年度～）の各調査を実施している。県も各種の文化財調査を行っている。その他、大学や民間団体等様々な主体により市内各所で様々な調査が行われている。それらの調査成果に基づき、価値の高いものは市指定文化財に指定して保護を図っている。平成 8 年の文化財登録制度創設以降、指定による保護を補完するため、国に対する意見具申を通じて登録による保護を図る例も増えている。

市内にある多数の文化財を幅広く保護していく上では、新たな制度の検討等も含め、文化財の保存・活用の取り組みの充実を図る必要がある。

②重点区域に関する計画

重点区域東側は、東大寺・春日大社・興福寺・奈良公園・春日山原始林等があり、奈良時代以来の歴史を継承する古建築と周囲の自然とが一体となった、古都奈良のイメージを最も顕著に示しているエリアである。ほとんどが史跡・名勝・特別天然記念物指定地であり、また、世界遺産の構成資産範囲でもある。興福寺では中金堂の復興を含む境内整備が進められており、東大寺でも伽藍建築の復興を含む境内整備構想が策定されている。奈良公園では、県が「奈良公園基本戦略」に基づき公園の魅力を高めるための整備を検討している。これら整備事業の適切な実施による文化財の価値の確実な保存・活用を図る必要がある。

重点区域西側は、奈良町と呼ばれる旧市街地が広がり、伝統的な町並みの中に各時代の様々な文化財が重層的に分布するとともに、現代の都市活動の中心地でもある。ここでは、指定等文化財の保存・活用だけでなく、現代の都市活動の中で失われてきている伝統的町家等の指定等以外の文化財の継承が大きな課題となる。エリアが広く、失われてきているとはいえまだ多くの町家が残っているため、文化財行政以外の施策との連携が不可欠である。市が歴史的建造物を取得し住民団体等との協働で活用している例も多く、そうした場所を拠点として取り組みの推進を図ることとする。

平成 25 年に市が取得した旧大西家住宅もその一例である。多くの観光客が訪れる奈良町中心地にあって、歴史的景観にとって極めて重要な場所に位置する町家である。平成 26 年度に改修工事を実施し、竣工後は、伝統的な町家を後世に引き継ぎながら、観光振興、地域の活性化、市民と観光客の交流、教育機関との連携の拠点となる「奈良町にぎわいの家」として活用する計画である。観光部局の所管であるが、文化財登録を目指す方針とし、改修工事も文化財課との連携の下に進めている。

2. 文化財の修理（整備）

①奈良市全体に関する方針

文化財の修理・整備にあたっては、画一的な方法を一律に適用することはできず、それぞれの文化財の価値・保存状況・活用方針等をふまえた上で、考え得る様々な選択肢の中から最善の方法を選ぶ必要がある。これには高度に専門的な判断が必要となる場合が多く、行政に属する専門職員の積極的な関わりが求められるとともに、適宜学識経験者の指導・助言を仰ぎながら事業を進める必要がある。

指定文化財や登録文化財の修理・整備の実施にあたっては、文化財保護法や県・市の文化財保護条例に基づく手続きを適切に行うとともに、文化庁、奈良県教育委員会、奈良市教育委員会から指導・助言を行う。また、指定文化財の修理・整備にあたっては、必要な経費に対して補助金を交付することで、所有者負担を軽減し、文化財の価値の確実な保存・活用を図る。なお、国・県指定文化財建造物の修理が国や県の補助事業として実施される場合は、事業を奈良県教育委員会が受託し、奈良県教育委員会文化

財保存事務所が設計監理や施工にあっている。

奈良町都市景観形成地区においては、都市景観形成地区建造物保存整備事業として建築物の外観の修理や修景に対して補助金を交付してきたが、対象エリアが限られ、必ずしも質の高い修理・修景が行われてきたとはいえない。今後、対象エリアを拡大し、修理・修景の質的向上を図るとともに、歴史的風致形成建造物の指定や国の補助事業などと連携し、事業効果を一層高めていくこととする。

②重点区域に関する計画

重点区域は、市内でも特に多くの文化財が集中するエリアであり、指定文化財の修理・整備事業も絶えず行われており、その適切な実施を進める。奈良町の歴史的な町並みを構成する建築物等についても適切な修理・整備を促進することとし、本計画の実施期間中に集中的に推進するため、助成の充実を図る。奈良町都市景観形成地区内の町家の内部改修工事に補助金を交付するならまち町家建物内部改修モデル事業を登録文化財において実施する場合は、事前に文化財課と協議することにより、文化財としての価値に十分配慮することとする。東大寺・興福寺・春日大社では、それぞれ学識経験者等で構成する委員会の指導・助言を得て整備計画が策定されている。整備計画に基づき事業を進める際も学識経験者等で構成する委員会の指導・助言を得ながら進められることとなっており、一部は指定文化財に係る整備事業として行われている。

指定文化財に係る修理・整備についての平成 27 年 1 月現在の具体的な計画は次のとおりである。

○国宝春日大社本社本殿ほか 13 棟保存修理事業

平成 22 年度から 28 年度までの 7 箇年度計画で、国宝本社本殿 4 棟及び重要文化財建造物 13 棟の屋根葺替・塗装修理・部分修理を行う保存修理事業が春日大社により実施されており、国・県とともに市も補助金を交付している。事業は奈良県が受託し、奈良県教育委員会文化財保存事務所が設計監理・施工にあっている。なお、本社本殿の修理は第 60 次造替として実施される。

○史跡興福寺旧境内記念物保存修理

興福寺では、「興福寺境内整備構想」に基づき平成 10 年度から 35 年度を第 1 期整備計画として、現在工事中の中金堂をはじめとする建物の復原も含む境内の整備事業が進められているが、そのうち発掘調査やその成果に基づく基壇の整備については、史跡整備に係る事業として、国・県とともに市も補助金を交付している。事業は学識経験者による「興福寺境内整備委員会」の指導・助言を得て進められている。

○名勝旧大乘院庭園管理（名勝庭園荒廃防止）事業

管理団体である（公財）日本ナショナルトラストにより、名勝庭園の適正な環境を維持するための除草、剪定等の事業が毎年実施されており、県とともに市も補助金を交付し支援している。

3. 文化財の保存・活用を行うための施設

①奈良市全体に関する方針

本市には、仏教美術を中心とした文化財の収集、保管、調査・研究、展示を行う奈良国立博物館があり、毎年秋の正倉院展をはじめとする様々な展覧会が開催されている。

市の施設としては、史料保存館、昔のくらし館、上深川歴史民俗資料館がある。史料保存館は、古文書や歴史資料の収集、調査、保管、展示などを行う施設であり、常設展示・企画展示・スポット展示・講座等を開催している。平成 25 年度からは正職員（学芸員）を配置し、保存・活用事業の充実を図っ

ている。昔のくらし館は、社会生活の変化に伴い失われつつある生活文化資料を展示する施設であり、同じ敷地内に移築保存されている法蓮造の民家である奈良市指定文化財旧田中家住宅とあわせて公開している。小学校の郷土学習での利用や、隣接する都跡公民館と連携して催しを開催している。平成 23 年度には旧田中家住宅に照明やコンセント等の電気設備を設置して活用の推進を図っている。旧田中家住宅は茅葺屋根の定期的な葺き替えが必要であり、かまども実際に利用することがあるため補修が必要である。上深川歴史民俗資料館は、ユネスコ無形文化遺産に登録された民俗芸能である題目立の継承のための施設であり、衣装や道具、古文書等の関連資料を保管するとともに、練習の場としても活用されている。また、埋蔵文化財調査センターにおいても、発掘調査で出土した遺物の展示を行っているほか、増え続ける出土遺物の保管場所として旧水間小学校を利用している。今後は、これら各施設の連携を推進するなど、活用事業の充実を図る。

民間の施設としては、大和文華館、寧楽美術館、各社寺の宝物館・収蔵庫等がある。重要文化財の保存施設・保存活用施設に対しては、設置や改修にかかる費用に補助金を交付している。

文化財説明板は、市指定文化財の指定を始めた昭和 50 年代以来市指定文化財に対して設置してきたが、平成 19 年度からは奈良町地区の建造物を中心に登録文化財や国・県指定文化財にも設置を進めている。同年度以降統一的なデザインを採用しており、今後もそれを継承していくこととするほか、外国語表記の充実も図ることとする。

文化財の公開・展示は、本市の観光振興にとっても重要なものとなっており、観光振興との連携を踏まえた活用のあり方についても検討していく。

②重点区域に関する計画

市の施設のうち、重点区域にある史料保存館については、奈良町の歴史や文化財についてわかりやすく紹介する情報拠点としての機能の充実を図るため、平成 27 年度に改修する計画である。重点区域の歴史的風致に関連する資料も多く収集、保管しているが、そうした収蔵資料の保存環境を良好に保つために必要な空調設備が老朽化しているため、その改修も行う必要がある。あわせてソフト事業の充実もさらに推進する。学芸員を配置し、展示、講座等の事業を通じて収蔵資料の活用を図ることのできる体制を今後も維持していくとともに、周辺にある公共や民間の多様な文化施設との連携も進める。また、イベントにあわせて開館時間を延長するなど、周辺で行われる他の事業との連携も図ることとする。

文化財説明板については、市指定文化財や登録有形文化財について未設置箇所への設置を進めるとともに、県・国指定文化財への設置もさらに推進する。有形の文化財だけでなく、無形の文化財についても、伝統芸能の会場となる場所への設置等を検討する。

4. 文化財の周辺環境の保全

①奈良市全体に関する方針

歴史的な建造物や遺跡等の文化財と、周囲の自然や伝統的町並みとが一体となって、古都にふさわしい環境が形成されている本市では、明治期の奈良公園の設定や、戦前における風致地区の指定など、文化財の周辺環境を保全する取り組みが早くから行われてきた。現在では、古都保存法に基づく歴史的風土特別保存地区や歴史的風土保存区域、都市計画法に基づく風致地区や高度地区、景観法やなら・まほろば景観まちづくり条例に基づく都市景観形成地区や景観形成重点地区、奈良市屋外広告物条例に基づく規制等により、文化財の周辺環境の保全が図られている。史跡や名勝が文化財建造物の周辺環境を保

全する役割を果たしている例も多い。さらに、平成 24 年に策定した眺望景観保全活用計画に基づく取り組みも進めている。世界遺産の構成資産の周囲に設定されている緩衝地帯及び歴史的環境調整区域については、現在策定中の世界遺産「古都奈良の文化財」包括的保存管理計画に基づき保全を図る。

また、奈良県では、奈良県植栽計画の策定や、春日山原始林や奈良のシカの保護のための各種取り組みを進めており、NPO 法人や市民団体等においても、ナラ枯れ対策などの取り組みを展開していることから、これらと連携を図りながら、古都奈良の歴史的風土を構成する自然環境の保全に努めていく。

②重点区域に関する計画

重点区域の東側は、文化財保護法に基づき広大な区域が史跡や名勝に指定されているほか、古都保存法に基づく歴史的風土特別保存地区、都市計画法に基づく風致地区等、様々な規制が重複してかけられて、文化財とその周辺環境の一体的な保存・保全が図られてきた。今後も、これらの各法制度に基づく規制や誘導を適切に運用していくこととする。また、奈良公園の豊かな自然環境や広がりのある公園空間は、歴史的風致の重要な構成要素であるとともに、祭りや行事、奈良町での生活の背景として歴史的風致の価値を高めるものとなっている。この自然環境を適切に保存・継承していくため、県や地域住民等との連携のもとにナラ枯れ対策などの各種取り組みを推進する。

重点区域西側の旧市街地は、元興寺周辺地区がなら・まほろば景観まちづくり条例に基づく都市景観形成地区や景観形成重点地区に指定されているが、景観形成重点地区の追加指定や、眺望景観保全活用の取り組みの推進等を検討しており、助成事業（景観修景助成事業や都市景観形成地区建造物保存整備事業など）や公共空間の景観整備事業（電線類の地中化や道路美装化など）ともあわせて、より一層の規制・誘導や整備を推進していくこととする。特に建築物の形態、意匠、色彩についての規制・誘導にあたっては、必要に応じて、景観地区や地区計画の指定、建築協定や景観協定の締結などの各種手法の活用についても検討していくこととする。

5. 文化財の防災

①奈良市全体に関する方針

本市では、奈良市地域防災計画において、指定・登録文化財について、平常時に行っておくべき措置を文化財災害予防計画として定め、災害時に応急的に行う措置を文化財対策計画として定めている。文化財災害予防計画には、自動火災報知設備未設置箇所の解消、各所有者による防災計画作成や防災組織設置、消防局による査察、火災予防の啓発、火気制限区域の指定等について定めている。これに基づき、消防局では、文化財防災週間（1 月 23 日～29 日）に、文化財建造物の査察、市民を対象に文化財愛護思想と防災意識の啓発を図るための「文化財防火ゼミナール」の開催、文化財所有者と合同の消防訓練等を実施している。また、消防局には文化財防災官を設置し、文化財防災の推進にあっている。

指定文化財への自動火災報知設備、消火設備、避雷設備、防犯設備等の設置や修理、点検に対しては、国・県・市が補助金を交付する制度を定め、防災対策を推進している。老朽化した設備の更新も不可欠で、そうした機会に設備内容の見直しも検討する必要がある。指定文化財建造物の耐震対策としては、日常管理により建物を健全な状態で維持することに努めるとともに、根本修理にあわせて必要な補強を行う等の対策を推進する。文化財を収蔵・展示する施設の耐震対策も進める必要がある。

防災施設や耐震補強にあたっては、文化財の価値を損なわないよう最善の方法を選択する必要があり、文化財に係る専門家の関与が求められる。

また、所有者・行政・地域住民の連携も求められる。現在、市内では、小学校区を基本単位とする自主防犯・防災組織が 49 団体あり、防災訓練の実施や防災マップの作成、避難所の運営、地域内の空白地帯解消に向けた取り組みなどの活動が行われている。今後も、これらの自主防犯・防災組織を中心としながら、通報・消火・搬出・避難などの防災訓練の実施、防災体制・自衛消防組織の強化や消防設備・避難路などの点検整備、無住社寺などの危険箇所の改善や巡視の励行、火気厳禁区域の設定とその励行、消防局による防火診断などの「地域ぐるみでの防災対策の推進」を図ることとする。

②重点区域に関する計画

重点区域東側の東大寺・興福寺・春日大社には、自動火災報知設備、消火設備、避雷設備が設置されている。そのうち興福寺では、6 章に示すとおり、平成 25 年度から 28 年度までの計画で、老朽化が進んだ自動火災報知設備や消火設備の改修等を行う防災施設事業が実施されている。

重点区域西側の旧市街地には、町家をはじめとした数多くの木造の歴史的建造物が密集して残る。そうした場所においては火災時の延焼防止対策が重要であり、これまでにドレンチャー、防火扉、火除地等が設けられている指定文化財もある。旧市街地では、消火栓を通常よりも細かい間隔で設置している。地域防災計画の文化財災害予防計画においては、奈良町都市景観形成地区について、住民の合意形成と地区の景観の保全・整備を図りつつ、建物の防火を促進し、消火器、防火水槽、火災報知設備、その他防火資機材の設置と維持管理を推進することや、自主防災体制の充実、強化を図るため、定期的に防災訓練や広報等を実施していくことが定められているが、これらは都市景観形成地区以外の旧市街地全体に共通する課題として取り組む必要がある。未指定の文化財を含む一般の建物の耐震対策も重要であり、地域防災計画等に基づきその促進を図る。

6. 文化財の保存及び活用の普及・啓発

①奈良市全体に関する方針

本市では、文化財の保存及び活用の普及・啓発を図るための各種の取り組みを行っている。市民を対象とする文化財講座は、昭和 46 年度に文化財教室として開催して以来毎年実施してきたもので、近年は講義と現地見学や体験学習を組み合わせ、従来若年層の参加者が少なかったことをふまえて小学生と保護者向けの内容も実施するなど、充実を図っている。文化財説明板の設置については「3. 文化財の保存・活用を行うための施設に関する方針及び具体的な計画」の項で示した。その他、市が所有・管理する文化財等のリーフレット作成、史料保存館における展示や講座、埋蔵文化財に関する展示や講座、発掘調査現場の現地説明会、ホームページやツイッターを活用した情報発信等を行っている。取り組みが重点区域をはじめとする中心部の文化財に偏らないよう、地域的なバランスも考慮するよう努めている。また、指定文化財となっている無形の文化財の後継者育成や伝統技術伝承の事業に対して補助金を交付し、その継承を図っている。

学校教育においても、「世界遺産学習」として世界遺産や地域の文化財を通じた学習に取り組んでおり、副読本作成、現地学習、教員を対象とする研修等を実施している。発掘調査で出土した本物の土器のセット「ドキ土器 kit」を教材として学校に貸し出す取り組みも行っている。

市の取り組み以外にも、公共・民間問わず奈良の文化財を活かした多様な取り組みがなされており、文化財の普及・啓発において大きな役割を果たしている。なお、イベント開催もそうした取り組みのひとつとなりうるが、史跡名勝等の指定地を会場とする場合は現状変更等必要な手続きを確実に行う必要

がある。

今後も機会をとらえて情報発信や様々な主体との連携を進め、歴史的風致維持向上の視点も取り入れながら、文化財についての普及・啓発に努めることとする。

②重点区域に関する計画

重点区域は、文化財が集中して存在し、多くの人を訪れるため、以前から文化財の普及・啓発に係る各種の取り組みが集中して行われてきたエリアであり、今後もそうした取り組みの充実を図る。

史料保存館については、「3. 文化財の保存・活用を行うための施設に関する方針及び具体的な計画」の項で示したとおり、奈良町の文化財に関する情報拠点としての役割を充実させる。文化財説明板についても、同項で示したとおり充実を図る。

また、文化財と関連施設を有機的につなぐ観光案内板の設置、周遊マップ等と連動したルートの整備等、観光振興施策において文化財の普及・啓発の視点を取り入れることで観光振興と文化財保護の相乗効果が生まれるような取り組みについても検討することとする。

7. 埋蔵文化財の取り扱い

①奈良市全体に関する方針

本市には、平城京跡をはじめ、長い歴史と文化を物語る多数の遺跡が地下に残る。周知の埋蔵文化財包蔵地内での土木工事に関しては、文化財保護法に基づく届出又は通知の提出を徹底し、奈良県教育委員会とも連携を取りながら適切に指導を行い、埋蔵文化財の保護にあたっている。公共工事に関しては、事前に計画を把握し各部局と調整を行っている。埋蔵文化財に影響する工事が計画された場合には、工法の変更等の計画変更について協議するなど保存に努め、やむを得ず現状保存できない場合は発掘調査を行って記録保存している。なお、史跡等指定地内の埋蔵文化財については、文化財保護法、奈良県文化財保護条例、奈良市文化財保護条例に基づき現状変更を制限して保護しており、遺跡の保存整備等が行われる場合は補助金を交付して、適切な保存・活用を推進している。

周知の埋蔵文化財包蔵地外においても、1ha 以上の大規模な開発事業が行われる場合には現地踏査を行い、適宜試掘調査を実施するなどして埋蔵文化財の有無を確認し、存在が確認された場合にはその保護について関係者間で協議を行うこととしている。

本市は、埋蔵文化財の発掘調査、研究、出土品の整理、保管を行い、活用を図る拠点施設として、昭和 58 年（1983）に奈良市埋蔵文化財調査センターを設置している。独立行政法人国立文化財機構奈良文化財研究所、奈良県立橿原考古学研究所、公益財団法人元興寺文化財研究所等の関連研究機関とも連携しながら、埋蔵文化財の保存と活用にあたっている。発掘調査の成果は調査報告書や年報として公開しているほか、発掘調査現場における現地説明会の開催や、出土遺物の展示、リーフレットの作成、講演会の開催等の活用事業も行っている。

今後も以上のような取り組みを継続し、埋蔵文化財の保存と活用を図っていくこととする。

②重点区域に関する計画

重点区域は、奈良時代から現代に至るまで都市として存続してきた場所である。区域西側の旧市街地の大部分が、奈良時代の遺跡である平城京跡や、平安時代から江戸時代までの遺跡である奈良町遺跡に該当し、周知の埋蔵文化財包蔵地となっている。区域東側は史跡東大寺旧境内、史跡春日大社境内、名

勝奈良公園等の指定地となっている。

土木工事が行われるときは、上述のとおり、文化財保護法等の関係法令に基づき適切に対応する。東大寺や興福寺における境内整備事業においては遺跡の発掘調査とその成果に基づく整備も計画・実施されているが、史跡に係る整備事業として行われる場合は補助金を交付して、適切な保存・活用を推進する。発掘調査の成果については、奈良町の歴史についての理解の促進にもつながるよう、史料保存館における展示等にも活用することとする。

8. 文化財の保存・活用に係る市の教育委員会の体制

①奈良市全体に関する方針

本市は、教育委員会教育総務部に文化財課と埋蔵文化財調査センターを設置し、文化財の保存・活用に当たっている。奈良町にある史料保存館も文化財課の所管である。平成26年4月現在の職員数と専門職員の内訳は次のとおりである（嘱託職員・臨時職員・再任用職員を除く）。

・文化財課：13名

うち、学芸員（考古学）5名、学芸員（博物館）3名、文化財建築職3名

史料保存館：2名

うち、学芸員（考古学）2名

・埋蔵文化財調査センター：14名

うち、学芸員（考古学）13名

本市における文化財の重要性に鑑み、今後とも、文化財の保存・活用のあり方の多様化に対応しつつその確実な推進を図るための人材確保が不可欠である。

また、文化財の保存・活用にに関する重要事項について調査審議する機関として、文化財保護法第190条第1項及び奈良市文化財保護審議会条例に基づき、奈良市文化財保護審議会を設置している。審議会は学識経験者等で構成される。平成26年4月現在の委員数と専門分野の内訳は次のとおりである。

・文化財保護審議会：12名

うち、建造物分野1名、絵画・彫刻・工芸品分野3名、書跡・典籍・古文書分野1名、歴史資料分野1名、民俗文化財分野1名、史跡・考古資料分野1名、史跡・名勝分野2名、天然記念物分野2名

今後とも、文化財の保存・活用に当たっては審議会の指導・助言を得ながら進めていく。

9. 文化財の保存・活用に関わっている住民、NPO等各種団体の状況及び今後の体制整備

①奈良市全体に関する方針

本市においては、様々な団体が文化財の保存・活用に関わっている。

特別史跡平城宮跡の発掘調査と保存管理に協力している（一社）平城宮跡保存協力会、名勝月瀬梅林の保護と育成管理に当たっている（公財）月ヶ瀬梅溪保勝会のほか、指定文化財となっている遺跡や社叢等の管理を地元の住民団体が担っている例は多い。県指定無形文化財奈良晒の紡織技術の保持団体である奈良晒技術保存会や、無形民俗文化財として指定文化財となっている民俗芸能の保護団体もそのほとんどが地元住民で構成されている。市では、これら指定文化財の保存管理や継承を担っている団体に

対して補助金を交付するなどして支援している。

50年以上にわたって地域の文化財の保存・顕彰を行ってきた都祁郷土会や、市が実施した文化財教室の受講者によって結成されて以来40年以上にわたって文化財学習を続けてきた奈良文化財同好会など、自主的な活動を長く継続している団体もある。

奈良文化財研究所が養成した平城宮跡解説ボランティアを母体として平成13年に設立されたNPO法人平城宮跡サポートネットワークは、第2章の「平城宮跡の保護活動にみる歴史的風致」の項で述べたとおり、平城宮跡の保存・活用に関する事業を各種実施している。NPO法人なら・観光ボランティアガイドの会（愛称：朱雀）も文化財の活用に大きく貢献している。

埋蔵文化財調査センターでは、平成20年度から市民を対象とする考古学講座を実施し、その修了者のうちの希望者を、発掘調査・遺物整理・展示・講演・現地説明会等を支援する市民考古サポーターとして登録している。講座修了者は寧楽考古楽倶楽部を組織して同センターの事業に協力している。

（一社）奈良県建築士会では、平成22年度から25年度まで地域文化財建造物専門家（いわゆるヘリテージマネージャー）育成講習会を開催しており、平成26年度には、市と建築士会の協働で、その修了者を調査員として建造物の調査事業を実施している。他にも、なら・町家研究会、（公社）日本建築家協会の奈良地域会など文化財建造物の保存・活用に関わっている建築家団体は多い。

以上に挙げた団体以外にも様々な団体が様々なかたちで文化財の保存・活用に関わっている。今後ともそれらの団体と適宜連携し、市民と行政の協働による文化財の保存・活用を推進する。

②重点区域に関する計画

重点区域において指定文化財の保存管理や継承を担っている団体として、名勝旧大乘院庭園の管理団体である（公財）日本ナショナルトラスト、天然記念物奈良のシカの保護育成にあたる（一財）奈良の鹿愛護会、重要無形民俗文化財春日若宮おん祭の神事芸能の保護団体である春日若宮おん祭保存会、重要無形民俗文化財奈良豆比古神社の翁舞の保護団体である奈良豆比古神社翁講等があり、今後とも必要に応じて補助金を交付することも含めて支援を行う。

また、旧市街地では、昭和54年設立の奈良地域社会研究会を前身として早くから奈良町のまちづくりに取り組んできた（公社）奈良まちづくりセンターや、市の外郭団体である（一財）奈良市総合財団のならまち振興事業部門など、様々なまちづくり団体が活動している。従来元興寺周辺を拠点とする団体が多かったが、近年ではきたまちエリアを拠点とする団体も増えている。歴史的建造物を拠点とする団体も多い。平成25年からは、きたまちエリアで活動する団体が春と秋に開催するイベントにあわせて、市が所有する県指定有形文化財旧細田家住宅の内部公開を行っているが、今後、伝統的町並みや伝統行事等の文化財の保存・活用を推進する上でも、これらまちづくり団体と行政が適宜連携を図っていくことは重要である。